

技術名称：吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術  
「TDBA（東鉄ドライアイスブラスト）石綿除去工法」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

東鉄工業株式会社  
代表取締役社長 柳下 尚道  
東京都新宿区信濃町34番地

1.2 技術の名称

吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術  
「TDBA（東鉄ドライアイスブラスト）石綿除去工法」

1.3 技術の概要

既存の建築物に施工された吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール（以下、吹付け石綿等という）を石綿粉じんの飛散防止に十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術である。

本工法の大きな特徴として以下の二点があげられる。

- (1) 石綿粉じんの飛散を防ぐ目的で、糖類を主成分とする粉じん飛散抑制剤を用い、吹付け石綿をゲル化状態にして作業を行うこととしている。
- (2) ドライアイスブラストにより細部や目地の残留石綿を除去する。

2. 開発の趣旨

既存の建築物に施工された吹付け石綿の除去に際し、石綿の飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全を確保する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) 石綿除去工事に関する技術資料
- (2) 施工実績及び繊維状粒子（石綿繊維を含む）濃度等の測定データ
- (3) 審査の過程において必要とされた追加資料

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

## 6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

## 7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全は確保できるものと判断される。

## 8. 留意事項及び付言

作業員・管理者等に対して、石綿に関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。

## 9. 審査証明経緯

- (1) 建設技術審査証明事業において、2009年9月18日付けで技術審査を完了した。
- (2) 技術名称の変更について、2011年8月10日付けで確認を行った。
- (3) 2014年7月14日付けで依頼された本技術に関する更新及び変更について技術審査を行い、2014年9月24日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2019年9月17日まで）とする。
- (4) 2019年5月21日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2019年7月23日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2024年9月17日まで）とする。